

1

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめとする、循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル関連法において、事業者はごみの減量化に努めることや、再資源化及び適正処理等について、国や市町村の施策に協力することが法律で定められています。

また、事業活動から発生したごみは事業者自らの責任で処理しなければならないことも、義務付けられています。

事業系廃棄物（事業ごみ）とは…？

法人・個人、営利団体・非営利団体、会社・工場・商店・飲食店・官公署・学校・病院・診療所・農業・漁業などの事業活動により排出されるごみは量の多少にかかわらず、全て「事業系廃棄物（事業ごみ）」です。

事業者の責務 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条より抜粋]

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物（事業ごみ）を、自らの責任において処理しなければならない。



したがって、家庭ごみの集積所等に事業ごみは出せません！

量の多少にかかわらず、家庭ごみの集積所等に事業ごみを排出した場合、『不法投棄』として処罰の対象となります。

また、ごみの『野外焼却』についても一部の例外を除き、原則として禁止されています。廃棄物処理法では、法に違反して不法投棄、または廃棄物を焼却（野焼き）した者への罰則について『5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金またはこれらの併科』と定めています。（法人の場合は3億円以下の罰金と定めています。）

- ②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めなければならない。



したがって、分別等を徹底し、ごみの減量に努めなければなりません！

3R(スリーアール)の取り組みを徹底してください

リデュース	リユース	リサイクル
Reduce	Reuse	Recycle
<ごみを減らすこと>	<繰り返し使うこと>	<資源として再利用すること>
<ul style="list-style-type: none">* 自分専用のカップを用意して、使い捨てカップは使わない* 文房具類は大切に最後まで使い切る* 昼食などは使い捨て容器を使用しない など	<ul style="list-style-type: none">* ファイルなど繰り返し使用できる事務用品は再利用する* 新品でなくてよいものは、中古品を利用する* 備品などで修理して使えるものは、捨てずに修理する など	<ul style="list-style-type: none">* 紙類、金属、ガラスなど再生資源業者に引渡し、再資源化する* プラスチックなどで、原料として利用できるものは製造元や仕入先に引き取ってもらう など